

別紙 1

仕 様 書

海響館ノルウェーコーナー展示物撤去等業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。なお、この仕様書は業務の大要を定めるものであるが、業務の受託者は、下関市が必要と認めた軽微な作業については、委託料の範囲内において実施することとする。

記

1. 業務名

海響館ノルウェーコーナー展示物撤去等業務

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

3. 業務場所

下関市立しものせき水族館「海響館」1階出口ゲート付近

4. 業務趣旨

下関市立しものせき水族館「海響館」1階のノルウェーコーナーは、平成13年の開館当初から設置され、相当期間が経過して展示内容が現状と乖離している部分があること、出口ゲートの設置により足を止めて展示物を閲覧することが困難であることなどから、移設するとともに内容の更新を行うこととし、まずは現在場所からの撤去、保管を行う。

5. 業務内容

（1）展示物等の撤去

- ・ノルウェーコーナーのすべての展示物等を撤去することとし、市が指定する場所に移動させること。
- ・撤去する展示物等は移設して展示等に活用するため、取扱いには十分に気をつけること。
- ・撤去作業は閉館時間に行うものとする。撤去の日時等詳細については、市及び海響館指定管理者と十分に調整を図ること。

（2）撤去後の壁面の化粧

- ・撤去後の壁面については館内の雰囲気を損なわない色調を用いたパネルにより化粧することとし、レイアウトは別紙2のとおりとする。
- ・オーロラなどのノルウェーの風景等を映像で紹介するディスプレイ装置を格納しているスペースは縮小させ（機器類の撤去は市側で行う）、既存壁

面と面を合わせるよう延長とともに、垂れ壁も同様に延長し、あわせて天井部に照明1基を設置すること。

- ・業務の実施に伴い変更の可能性があることを認識しておくこと。

(3) その他

- ・業務の実施にあたっては、事故等のないよう安全対策を徹底すること。
- ・本業務で作製したデザインの著作権は、市に帰属するものとする。
- ・必要となる設備や資材、人員に係る費用は、すべて業務に含まれるものとする。

6. 特記事項

- ・業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。また、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙4下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- ・本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

7. 完了報告

- ・業務が完了したときは、速やかに完了報告書（様式は任意）を提出すること。